

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

(1) 趣 旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子力事故への対応と教訓を踏まえ、平成24年6月27日に原子力規制委員会設置法（以下、「設置法」という。）が公布され、この法律の附則第54条にて原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の改正が行われています。設置法及び原災法は公布から3ヶ月を超えない期間内に施行される予定であり、施行日から6ヶ月を超えない期間内で、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を行うこととなっています。

(2) 修正の概要

改正原災法では、原子力安全委員会が策定している原子力防災指針*について、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」の設定など新たな内容が盛り込まれた上で、「原子力災害対策指針」が原子力規制委員会により策定されることとなります。地域防災計画（原子力災害対策編）は、原子力災害対策指針に基づいて修正することとなります。

*原子力防災指針：原子力安全委員会制定（昭和55年6月）「原子力発電所等周辺の防災対策について」

(主な修正事項)

- ・「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」

現状の考え方	新たに導入される考え方	備 考
緊急時計画区域 (EPZ: Emergency Planning Zone) ○8~10km (女川町, 石巻市)	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone) ○5km (女川町, 石巻市)	直ちに避難を実施するなど、予防的防護措置を準備する区域
	緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action planning Zone) ○30km (女川町, 石巻市, 登米市, 東松島市, 涌谷町, 美里町, 南三陸町)	避難, 屋内退避, ヨウ素剤服用等を準備する区域

- ・被ばく医療のあり方について
(緊急被ばく医療の体制の再整備, 安定ヨウ素剤の事前配布の検討等) など

(3) モニタリングステーションの増設について

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域内での放射線監視体制を強化するため、新たに10局のモニタリングステーションを増設します。モニタリングステーションでは、放射線の連続測定を行う他、気象測定用機器を搭載し、風向・風速等を含めた監視体制の強化を実施します。(設置予定場所：裏面)

モニタリングステーション設置予定場所

■：増設するモニタリングステーション

